

【訂正】

×誤・・・(300人未満は努力義務)



○正・・・(50人未満は努力義務)

※（予定）とあるのは、当該法令が現時点で成立していないもの

施行時期	施行予定の労働関係法令・主な内容
平成 27 年 12 月	<b>○改正労働安全衛生法の一部</b> ・ストレスチェック制度の義務化 ( <del>300</del> 人未満は努力義務)
平成 28 年 1 月	<b>○マイナンバー制度</b>
3 月	<b>※（予定）青少年雇用促進法の一部</b> ・新卒者募集企業に対し幅広い情報提供を努力義務化。また、応募者からの求めに応じて労働時間、能力開発等の情報提供を義務化。 ・一定の労働法令違反の企業に対し、ハローワークが新卒求人を受理しない措置
4 月	<b>○改正障害者雇用促進法の一部</b> ・募集、採用における均等な機会の付与、賃金、福利厚生などについて不当な差別的取り扱いの禁止 ・募集、採用、職場環境の整備などについて合理的配慮の提供の義務化（過重な負担となる場合を除く） ・相談体制の整備、苦情処理・紛争解決制度 <b>○厚生年金の支給開始年齢の引き上げ</b> ・特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分）の支給開始年齢を 62 歳に引き上げ <b>※（予定）改正労働基準法等の一部</b> ・フレックスタイム制度の規制緩和（清算期間の延長など） ・企画業務型裁量労働制の規制緩和（対象労働者の範囲拡大、手続きの緩和など）、および対象労働者に対する健康福祉確保措置の充実 ・高度プロフェッショナル制度の新設 ① 高度の専門的知識を必要とし、時間と成果との関連性が低い業務に就く労働者で、一定の年収以上の者を対象とする ② 書面による本人の同意があり、職務が明確に定められている ③ 「健康管理時間」を把握するとともに、一定の長時間労働防止措置および健康福祉確保措置を講じなければならない